審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文教課幼稚園・専修学校担当
内線番号	4518

No.	項	目	内容
1	処分名		学校法人の寄附行為の変更の認可
2	法令名		私立学校法
3	法令番号		昭和24年法律第270号
4	根拠条項		第45条第1項
⑤	処分権者		京都府知事
6	法令の定め		第45条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
7	審査基準		・京都府学校法人の寄附行為の認可等に関する審査基準 (平成18年4月1日)
8	経由機関名		
9	協議機関名		
10	標準処理期間		(⑪合計期間)8か月以内
		経由期間	
		協議機関	
		当該処分機関	
12	問合せ		文教課 幼稚園·専修学校担当(075-414-4518)
13	備考		